

**令和 7 年度 道路橋梁維持事業 大倉橋橋梁補修工事
特記仕様書**

1. 本仕様書は、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）に定めるもののほか、本工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下、「法」という。）第 9 条第 1 項の「対象建設工事」である。
3. 請負業者は、監督員から提示された設計図面・設計計算書・数量計算書を精査し、疑義が生じた場合は直ちに監督員に連絡し協議するものとする。精査業務を行わず施工された構造物に欠陥が発見された場合、請負業者はその修復に対する責を負うものとする。
4. 工事区域における既存の測量杭及び地区境界杭等は、工事着手前にすべて確認しておかなければならない。また、損失している場合には、監督員の示す資料に基づき、現地に復旧しておかなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督員と打ち合わせの上、逃げ杭・座標等により施工後に境界復元が可能なよう対処すること。
5. 発注者側で用意している工事用地以外は請負者において確保すること。確保した用地は、工事終了後の際は原形に復旧することを原則とする。
なお、工事用地等の使用に先立ち用地の境界を監督員と立会いのうえ確認すると共に工事用地等及びこれに隣接する土地との間に問題が生じないよう十分留意のうえ使用するものとする。
6. 工事用道路は、一般の通行に支障をきたさないよう、請負業者が維持管理をしなければならない。また、通行規制等を行う場合は関係機関と十分な協議を行い、周辺の住民生活に支障をきたさないようにすること。
7. 工事で発生する塗膜くず及び養生シート等は、塗膜分析調査を行った上で、設計書等にて指定した処分先に運搬処理すること。なお、処理場が発行する帳票等の写しを完成書類として提出し、その処理量について監督員に確認を得るものとする。ただし、上記以外の処理場に搬出したい場合は、監督員の承諾を得ること。
8. 工事進捗が 50 % 程度 に達した時点で、検査官の立会いのもと中間検査を実施する。
9. その他疑義が生じた場合は、事前に監督員と協議のうえ、速やかに処理すること。

以上

掛川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 掛川市が発注する土木、水道工事等を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む。）
- (3) 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、(3)により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第3条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、

21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

(5) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(6) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

（発注）

第4条 発注者指定型により発注する。

- (1) 発注者指定型 掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上（土木工事標準積算基準書により積算する工事の場合は月単位の4週8休以上）の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙2を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（工事成績における評価）

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。

(2) 通期の週休 2 日の場合は、1 点を加点する。

(達成証明)

第 8 条 本要領を適用した工事において、既定の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

掛川市週休 2 日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）

第 1 条 目的

本特記仕様書は、週休 2 日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。（年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。）

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上、25% 以上 28.5% 未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4% 以上 25% 未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

(5) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(6) 通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所率が 28.5% 以上の状態をいう。

第 3 条 実施方法

週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、

対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。（評定点は、合計で100点を超えないものとする。）

(1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。

(2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。

第6条 達成証明

規定の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

現場閉所計画表（ 当初 ・ 変更 ）

【別紙2】

建設工事名： 年度 工事

工 期： 年 月 日 ～ 年 月 日

月	月																															計	対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
行 事 等																																	
計画																																	

月	月																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
行 事 等																																
計画																																
計																																

月	月																															計	対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
行 事 等 計画																																	

月	月																															対 象 期 間 日 数	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
行 事 等 計画																																	
																																計	

月	月																															対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
行 事 等																																
計 画																																
																																計

凡例

○ ： 休工日

× ： 対象外

月単位の可否		
休工日数		日
対象期間日数		日
現場閉所率		%

※現場閉所率（小数点第2位切捨て）

=（現場閉所日数／対象期間日数）×100

週休2日補正	月単位（4週8休以上）
--------	-------------

工事関係書類電子化に関する特記仕様書（土木・水道工事）

本工事は、受注者が希望する場合に、受発注者協議（別紙『情報共有・電子納品 事前協議チェックシート』）により、工事関係書類電子化を実施することができる。

（定義及び目的）

1 工事書類電子化とは、情報共有や電子納品により発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換等することをいい、これにより業務効率化を実現することを目的とする。

（利用システム）

2 情報共有については、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすASP方式の情報共有システムを利用するものとし、事前に受発注者間で協議し決定するものとする。

（積算の取り扱い）

3 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

（運用）

4 情報共有システムの利用及び電子納品に係る適用基準は、静岡県情報共有・電子納品運用ガイドラインに準じて実施するものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して別途運用するものとする。ただし、納品については電子媒体によるものとする。

（工事成績）

5 工事関係書類電子化を実施した場合は、「創意工夫」項目で1点加点する

特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条件

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （塗替え塗装工他）	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の 種類	施設の名称	所在地
塗膜くず、養生シート等	（株）太洋サービス	浜松市西区篠原町 26745-1

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

施 工 条 件 明 示 事 項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用 項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
A 契 約 関 係	1 入札契約に係る事項		最低制限価格設定工事		
			低入札価格調査対象工事		
	2 低入札工事における技術者		補助技術者を配置する場合	補助技術者の資格	
B 工 程 関 係	1 関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
				影響を受ける工事内容	
				関連する工事内容	
				関連する工事の開始又は完了の時期	
	2 施工時期、時間の制限	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	工事全般
				制限される施工時期、施工時間	非出水期11月～5月に施工(河川協議実施中)
				制限される施工方法	工事全般
	3 関係機関等との協議	○	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	工事全般
				協議内容	河川占用協議(令和7年8月頃許可見込み)
				協議成立見込時期	
			関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分	
				影響を受ける内容	
	4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要を必要とする場合	調査項目	
				調査期間	
			地下埋設物等の移設が予定されている場合	移設期間	
C 用 地 関 係	1 工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	
				処理の見込み時期	
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容	
	3 借地		工事前仮設道路・資機材置き場の用地を借地させる場合	場所・範囲	
				時期・機関	
				使用条件・復旧方法	
	4 仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
				時間・時期	
				使用条件	
				復旧方法	
	5 立木伐採		立木伐採を行う必要がある場合	場所・範囲	
				処理方法	
D 環 境 対 策 関 係	1 公害防止 (騒音、振動、粉塵、排	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。
	2 騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査			事前・事後調査の区分	
				調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
	3 電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分	
				調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
	4 濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	処理施設、処理条件	
	5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容	
E 安 全 対 策 関 係	1 交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
				指定の期間	
	2 近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
				制限される作業時間帯	
	3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4 交通規制	○	交通規制を実施する場合	規制の内容	足場設置時の交通規制
	5 交通誘導警備員の配置	○	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	設計書による。
				配置時間	設計書による。
	6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容	
	7 高所作業		高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合	指定の内容	

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
F 工事用道路関係	1 一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
				制限される使用期間	
				制限される使用時間帯	
	2 仮道路		搬入、搬出路の使用中和び使用後の処置が必要である場合 仮設道路を設置する場合	使用中・使用後の処置内容	
				仮設道路の仕様	
				安全施設等の設置期間	
				工事終了後の措置（存置又は撤去）	
			仮設道路の維持補修が必要である場合	内容	
G 仮設関係	1 仮設（仮土留、仮橋、足場等）		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
				仮設備の期間	
				仮設備の条件	
			仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の構造、施工方法、施工範囲	
			仮設の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	
			水替・流入防止施設が必要な場合	内容、期間	
H 建設副産物関係	1 建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	設計書による。
				処分又は保管条件	
	2 建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
				減量化の内容	
	3 建設副産物及び建設廃棄物の処理	○	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
		○	再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	低濃度PCB無害化認定施設にて処分を行うこと。 設計は（株）太洋サービス（浜松市西区篠原町26745-1）を想定。
I 工事支障物件等	1 工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	協議の進捗状況	
				支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	
			地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容	
				工事期間	
J 薬液注入関係	1 薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等	
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容
K その他	1 中間検査	○	検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種	全行程の50％程度に達した時点の工種または構造物の不可視部分
				検査項目	共通仕様書施工管理基準の測定項目による
				時期	協議による
	2 材料検査		監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料	
				時期	
	3 工事用資機材の保管及び仮置き		工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	
	4 工事現場発成品		工事現場発成品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所	
	5 支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
				規格又は性能	
				引渡場所・引渡期間	
	6 関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	7 架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
				施工条件	
	8 工事用水、電力		工事用水を指定する場合	工事用水の内容	
			工事電力を指定する場合	工事電力の内容	
	9 新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容	
	10 部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所	
				部分使用時期	
	11 契約後VE		予定価格1千万円以上の工事の場合	契約後VE提案対象工事への該当	
	12		共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容	
	13 その他		施工管理基準に記載のない施工管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合	指定内容	
			景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合	指定内容	景観配慮チェックシートによる。